

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件に係る介護サービス情報公表システムの改修について

概要

- 2019年度介護報酬改定において、創設された「介護職員等特定処遇改善加算」については、その算定要件の1つに「特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していくこと」とする「見える化要件」があり、具体的には、「介護サービス情報の公表制度を活用し、①特定加算の取得状況を報告し、②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること」としており、2020年度より算定要件として追加される。
- 介護サービス情報公表システムでは、昨年7月に、以下のとおり、上記①に対応する改修を行ったところ。
 - ・「介護報酬の加算状況」欄に介護職員等特定処遇改善加算の項目を追加。
 - ・同欄にて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の説明を追加。
- 今回、次年度以降の算定要件に対応して、上記②に対応するシステム改修を、次のとおり実施する。

改修予定内容

- 「事業所の特色(※1)」欄において、「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の項目を新たに追加する。
 - ・ 事業所が入力する報告サブシステムにおいては、通知(※2)で示している「職場環境等要件」の各項目の中から、当該事業所で取り組んでいる項目を「あり」「なし」で選択する方式とする。
 - ・ 利用者等が閲覧する公表サブシステムにおいては、報告サブシステムで事業所が「あり」と選択した「職場環境等要件」の項目のみが表示される仕様とする。
- ※1 事業所の責任で公表しているページであり、自治体(都道府県又は指定都市)への報告、審査、受理、公表の手順を踏まえ、掲載が可能なページ。
- ※2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和2年3月5日老発0305第6号)
- 改修後のシステムリース時期は、今年3月29日を予定している。
 - 各自治体等において、各事業所等が当該加算の当該算定要件を満たしているかを確認していただければ、各事業所の公表情報を、ホームページ上から確認していただくことを想定している。
 - ※ 3月10日に厚生労働省HPへ掲載した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料にも掲載。

参考

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和2年3月5日老発0305第6号)
 - 3(2)④賃金改善以外の要件に係る記載(見える化要件)
- ・ 特定加算に基づく取組により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。
- ・ 当該制度における報告の対象となっていない場合には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

介護職員等特定処遇改善の見える化要件に係る介護サービスシステムの改修について

参考

○「職場環境等要件」項目	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時)の運動・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)・その他
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・センター(新人指導担当者)制度等導入・雇用管理制度の充実・雇用管理改善の充実・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用して訪問先でアクセスを可能にすること等を含む))による介護職員の業務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利・出勤情報管理に係る業務省力化・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護口ボットやリフト等の介護機器等導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化・健康診断・こころの健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備・その他
その他	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減・その他

介護職員等特定処遇改善の見える化要件に係る介護サービス情報公表システムの改修について

画面イメージ

○ 公表サブシステム

(1) 事業所の特色

● 働き改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容

資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修受講等による研修受講料の負担を軽減するための代詮職員確保を含む)
- 新人介護職員の早期離職防止のためのエラーラー・メンター（新人指導担当者）制度導入
- 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休憩制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

その他

・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

その他

・新規就業者に対するマネジメント研修（研修受講料の他の介護職員の負担を軽減するための代詮職員確保を含む）

(2) 特色で比較

■事業所の比較

■基本的な情報で比較

■運営状況で比較

■全2件中、1~2件を表示

▲この比較表を印刷する ▲選いのある項目に色をつける

事業所名	セントケア石巻中央	テスト事業所
最もアピールしたい写真		
定員に対する受け入れ可能な個数	あり(なし)	あり(なし)
サービスの内容	片持ちお客様から目を離さないを念頭にサービスを行っています。	サービスの内容
サービスの質の向上に向けた取組	毎月の定期研修は時間は限られていますが出席できるよう配慮しています。	サービスの質の向上
資質の向上	あり(なし)	あり(なし)
資金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容	あり(なし)	あり(なし)
その他	あり(なし)	あり(なし)
在籍者の男女比	女 8 男 0	女 6 男 4

※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。